香春町地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）

概　要　版

令和6年3月

香春町
Kawara Town

１．　計画の概要

計画策定の趣旨	近年、地球温暖化が原因と考えられる自然災害が毎年のように各地で発生しています。 本町では、２０２１年度に策定した「第３次香春町環境基本計画」において「地球温暖化対策と脱炭素化の推進」を重点プロジェクトとして掲げ、地球温暖化防止のための様々な取り組みを実施しています。また、２０２２年４月には北九州都市圏域として環境省の「脱炭素先行地域」に選定され、圏域での脱炭素社会を目指す取り組みを推進しており、その一環として今年度、町内における地球温暖化防止のための施策を取りまとめて、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以後、区域施策編）を策定します。
計画の位置づけ	「第５次香春町総合計画」の環境分野に係る個別計画である「第３次香春町環境基本計画」の下位計画であり、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画」として、本町域から排出される温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全並びに強化の措置に関連する計画として位置付けます。
計画期間	本計画の期間は、２０２４年度から２０３０年度までの７年間とします。 国の目標と整合を図り、２０１３年度を基準年度とし、２０３０年度を短期目標年度、２０５０年度を長期目標年度とし、温室効果ガス排出量の削減を行っていきます。
対象温室効果ガス	温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」で定められた７種類のガスがありますが、本計画では、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO_2）を対象とします。

２．　社会の地球温暖化対策の動向

海外の動向	１９９７年に採択された「京都議定書」に基づき、先進国を中心に温室効果ガスの排出削減が進められてきました。 ２０１６年１１月４日には、「パリ協定」が発行され、全ての国と地域が２０２０年以降の温室効果ガスの削減目標を提出し、目標値を５年ごとに削減量を増やす方向で見直すこと、世界共通の長期目標として気温上昇を２℃未満に抑える目標を設定すること、今世紀後半に地球の気温上昇を産業革命以前と比べ、１．５℃に抑える（現在は同０．８５℃上昇）努力を追求すること等が決定されました。
国の動向	２０２１年１０月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。計画では、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「２０５０年カーボンニュートラル」の実現を目指すとしています。また、「２０５０年目標と整合的で野心的な目標として、２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度から４６％削減することを目標とし、さらに、５０％の高みに向けて挑戦を続けていくこと」を掲げています。
香春町の動向	香春町を含む北九州市近隣１８市町で連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を締結し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の３つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを進めています。 ２０２２年４月には「北九州都市圏域」として環境省の「脱炭素先行地域」に選定され、圏域での脱炭素社会を目指す意欲的な事業展開を行っています。

3.　現況と課題

①　香春町における分野別 CO_2 排出量（現況・将来）

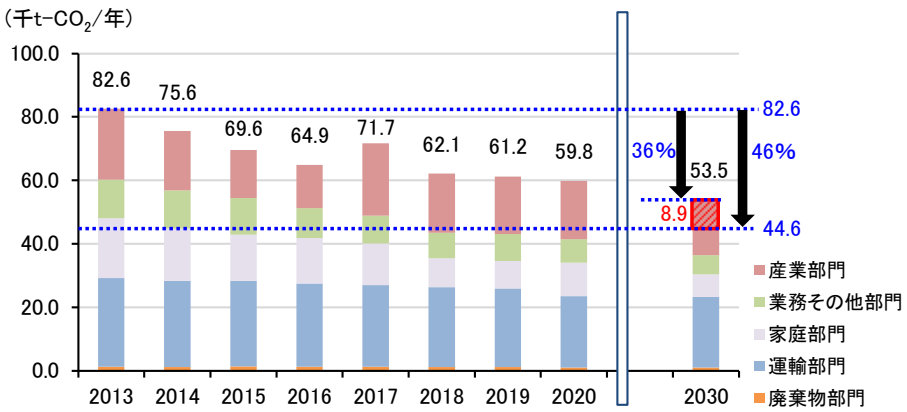

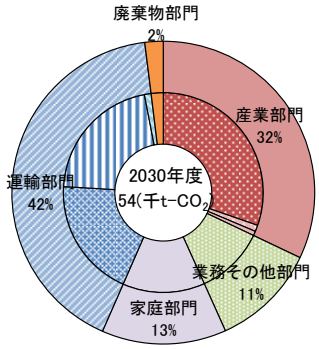

出典）自治体排出量カルテ（環境省）より作成

本町のＣＯ₂排出量は、２０１３年度から２０２０年度にかけて減少傾向であり、将来的にも減少していくと予想され、２０３０年度には、約５４千 t-CO₂（２０１３年度比３６％減少）になると推計されました。

現状のままでは、国が目標とする２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度から４６％削減を達成することができないため、本町においても地球温暖化を緩和する取り組みを進めていく必要があります。

また、本町のＣＯ₂排出量の内訳として、「運輸部門」からの排出量が最も多く、次いで「産業部門」が高い結果なり、これらの部門について積極的に取り組みを進めていくことが必要であると考えられます。

②　運輸部門における課題

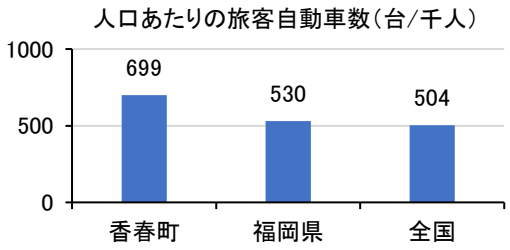

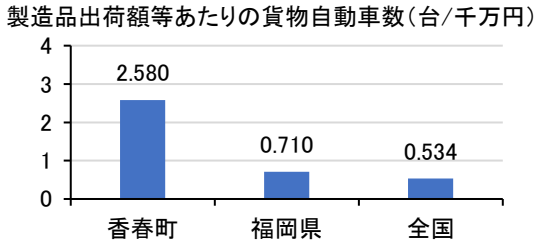

出典）自治体排出量カルテ（環境省）より作成

本町は、町外へのアクセス手段が少なく町民の自動車利用が増えることや、資材搬入の多い産業が町内に多く、物流拠点（苅田港等）までの距離が遠いことなどが要因で、全国及び福岡県と比べて、人口１人あたりの旅客自動車保有台数と製造品出荷額あたりの貨物自動車保有台数が多くなっています。

町民が利用しやすい公共交通の整備や自転車の利用しやすい環境整備を推進し自転車利用の拡大を図ることで自動車の総量削減を進める必要があります。

また、温室効果ガスの排出が少ない電気自動車等の次世代自動車の普及を進める必要があります。

③ 産業部門における課題

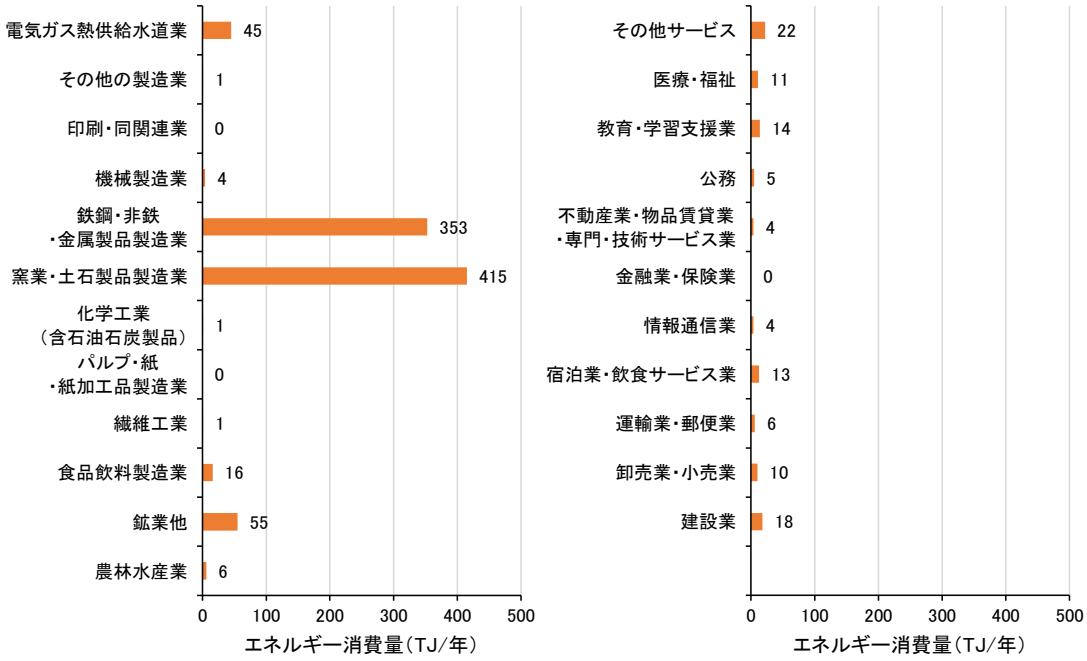

出典）RESAS　地域経済循環分析（2018 年版）より作成

本町が全国と比較して得意とする産業は、鋼鉄・非鉄・金属製品製造業や窯業（ようぎょう）・土石製品製造業等がありますが、いずれも原料を加熱する工程からエネルギー消費量が高く、温室効果ガスが高い傾向にあります。

各産業分野において、カーボンニュートラルに向けた取り組みが進められていますが、地球温暖化緩和の抜本的な改善には時間を要すると考えられ、直近の取り組みは省エネルギー化を軸として進めていく必要があります。

④ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

区分		導入ポテンシャル			導入ポテンシャルに対する設備導入割合（導入実績）	本町の産業分野のエネルギー消費量
		設備容量	年間発電電力量	熱量換算		
太陽光	建物系	66.8MW	84,615MWh/年	300TJ	9.9%	1,003TJ/年
	土地系	77.8MW	98,473MWh/年	350TJ		
風力	陸上	19.4MW	42,835MWh/年	150TJ	0.0%	
合計		163.9MW	225,923MWh/年	810TJ	9.2%	

出典）自治体排出量カルテ（環境省）・「再生可能エネルギー電気利用に関する特別措置法情報公開用ウェブサイト（経済産業省）・RESAS　地域経済循環分析（2018 年版）より作成

本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、町の産業分野のエネルギー消費量より少なく、町全体のエネルギーを再生可能エネルギーで賄うことができない状況にあります。そのため、省エネルギーの推進等により町の総エネルギー量の削減を進めていく必要があります。

また、本町の再生可能エネルギー導入量は、導入ポテンシャル全体に対し１０％以下であるため、地域需要を考えつつ導入を推進していく必要があります。

4.　計画の目標

町民一人ひとりはもちろん、町内の企業も一緒になって環境に優しいまちづくりについてアイデアを出し合い、活動に取り組むことができる町を作り、次の世代へ豊かな環境を引き継いでいくために、地球温暖化対策に取り組むものとして、以下のような「将来像」を掲げます。

計画の将来像　：	環境についてみんなで考え行動するまち　かわら

ＣＯ$_2$排出量の長期的な大幅削減に向けて、国の削減目標水準に則って、今後７年間で着実に温室効果ガス排出量の削減が見込める目標を掲げることとしました。

年度	目標
2030（令和12）	2013（平成25）年度比 温室効果ガス削減率46%
2050（令和32）	温室効果ガス排出量実質ゼロ

本町の２０３０年度における温室効果ガス排出量は、約５４千t-CO_2と将来的に減少していく見込みですが、２０３０年度の削減目標を達成するためには追加対策として約９千t-CO_2の削減を行う必要があります。町・事業者・町民が一体となり、本計画を推進することで、地球温暖化対策に取り組んで行きます。

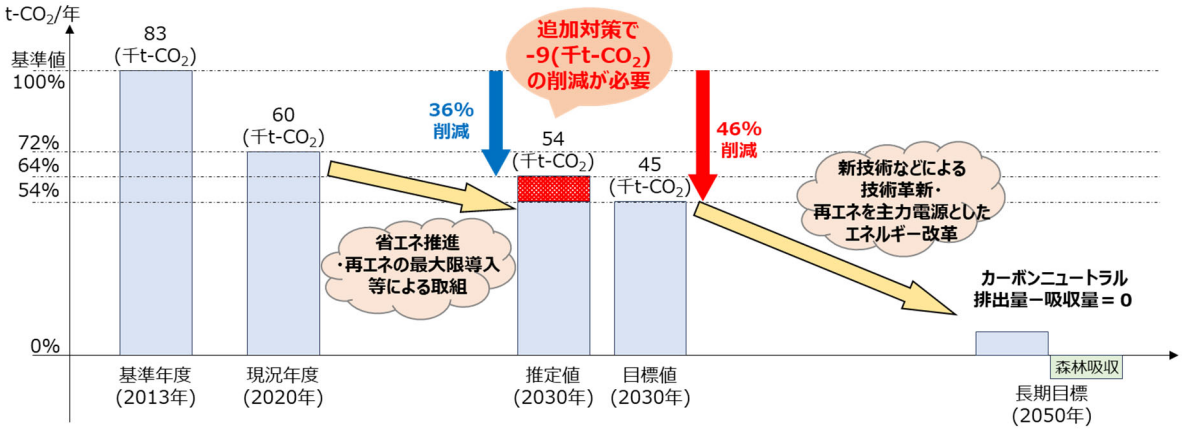

部門	基準年度 2013 年度 （千 t-CO_2）	現況年度 2020 年度 （千 t-CO_2）	目標年度 2030 年度	
			（千 t-CO_2）	基準年度比
産業部門	22.3	18.3	16.4	−26.3%
業務その他部門	12.3	7.4	5.2	−57.7%
家庭部門	18.8	10.5	4.9	−73.8%
運輸部門	28.0	22.5	18.6	−33.6%
廃棄物部門	1.2	1.0	0.3	−79.0%
エネルギー転換※1	—	—	−0.8	—
吸収源対策※2	—	—	0.0	—
合計	82.6	59.8	44.6	−46.0%

注）端数処理の関係上、合計値と合わない場合があります。

※１：再生可能エネルギー導入等による CO_2 削減目標。導入効果を目標年度の CO_2 排出量より減算し評価。

※２：緑化対策等による CO_2 吸収量の目標。導入効果を目標年度の CO_2 排出量より減算し評価。

5.　地球温暖化緩和に向けた方策

基本方針	施　策	CO_2削減効果(t-CO_2)		重点取組
1.省エネルギーの推進			3,462.0	
	① 省エネルギー建物の導入促進	(A) 国連携	973.8	重点
	② 省エネルギー機器の導入促進	(A) 国連携	2,464.5	重点
	③ 町有施設におけるLED化	(B) 町独自	23.7	重点
	④ 省エネ相談・診断の導入支援	(B) 町独自	―	重点
2.再生可能エネルギー等の利用拡大			784.9	
	① 住宅等への太陽光発電設備の導入促進	(B) 町独自	784.9	
	② 太陽光発電の第三者所有モデル（PPA）の活用	(B) 町独自	―	
	③ 環境・エネルギー産業の企業立地の推進	(B) 町独自	―	
3.脱炭素社会に向けた交通・物流対策の推進			3,616.2	
	① 公共交通、自転車利用の促進	(A) 国連携	376.6	重点
		(B) 町独自	―	
	② 電気自動車等次世代自動車の導入促進	(A) 国連携	2,511.5	
	③ グリーン物流の促進	(A) 国連携	6.9	
	④ エコドライブの推進	(B) 町独自	721.2	
4.循環型社会の構築			784.9	
	① 食品ロスの削減	(A) 国連携	13.1	重点
	② ごみの減量化・リサイクルの推進	(A) 国連携	319.0	重点
		(B) 町独自	452.8	
5.多様な人々が取り組む環境づくり			323.2	
	① 町民の省エネルギー行動の誘発	(B) 町独自	323.2	重点
	② 荒廃森林の整備による森林吸収の促進	(B) 町独自	―	
	③ 地球温暖化学習の推進	(B) 町独自	―	重点
	④ 環境保護活動への積極的な支援と協力体制の強化	(B) 町独自	―	重点
小計　(A)国と連携して行う対策			6,665.4	
小計　(B)町独自で行う対策			2,305.8	
合計 CO_2削減量			8,971.2	

本町の地球温暖化緩和に向けた方策として、町全体の省エネルギー化を主軸とし、設備導入や公共交通の利用促進、ごみ排出量の削減を最大限進めます。

なお、２０５０年のカーボンニュートラル達成に向けて再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入を着実に進めていきます。

基本方針1　省エネルギーの推進

温室効果ガスの排出量がより少ない製品及びサービス等の選択や、環境配慮型のライフスタイル・事業スタイルの定着を図ります。

① 省エネルギー建物の導入促進

- 国と連携した ZEH や ZEB 等の省エネ性能の高い建物の導入

② 省エネルギー機器の導入促進

- 国と連携した省エネ性能の高い製品（照明やボイラー等）の選択や設備の更新促進
- 家庭や事業所等へのＨＥＭＳやＢＥＭＳ等の導入促進

③ 町有施設におけるLED化

- 公共施設や町内で管理している防犯灯について、ＬＥＤ照明への更新

④ 省エネ相談･診断の導入支援

- 事業所や町民を対象にした省エネ相談，診断に関する情報提供を行い、省エネ機器等への更新を促進

基本方針2　再生可能エネルギー等の利用拡大

これまでも導入してきた太陽光をはじめ、それ以外の再生可能エネルギーの導入を図り、自然を活かした環境にやさしいまちづくりを進めます。

① 住宅等への太陽光発電設備の導入促進

- 太陽光発電システム、蓄電システム等の設置補助制度や税制優遇制度を設け、家庭や事業所への普及を促進

② 太陽光発電の第三者所有モデル（PPA）の活用

- 初期設備投資を抑制できるＰＰＡ方式を活用し、企業や自治体の再生可能エネルギー電力の利用を促進

③ 環境･エネルギー産業の企業立地の推進

- 国等と連携し、再生可能エネルギーの導入適地の選定を行い、地場企業や新規参入企業等が再生可能エネルギー導入しやすい環境整備を検討

基本方針3　脱炭素社会に向けた交通・物流対策の推進

公共交通機関等を利用しやすい環境を整備し、温室効果ガスの排出が少ない移動手段を便利に利用できるまちづくりを進めます。

① 公共交通、自転車利用の促進

- オンデマンドバスの導入等により、町民が利用しやすい公共交通を整備
- 町民の利用しやすい公共交通を整備することで、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進し、渋滞緩和や交通事故の抑制・CO_2排出削減を実現
- 自転車の利用しやすい環境を推進し、自転車利用を拡大

② 電気自動車等次世代自動車の導入促進

- 国等と連携した自家用車や公用車・公共交通機関への次世代自動車の普及促進
- 電気自動車用の充電設備の設置推進

③ グリーン物流の促進

- 国や事業者と連携した宅配ボックスの設置や利用促進による、宅配便の持ち戻りや再配達の抑制
- 共同輸配送の取り組みを促進し、輸送効率・積載効率の改善

④ エコドライブの推進

- アイドリングストップ等のエコドライブ運動の普及啓発

基本方針4　循環型社会の構築

生産から、消費、処理・リサイクルに至るまで、３Ｒ（ごみの削減、再利用、リサイクル）が推進されるまちづくりを進めます。

① 食品ロスの削減

- 買い物の仕方や食材の利用方法についての周知、ドギーバッグ等の活用推進、３０・１０（さんまるいちまる）運動の推進、食品・賞味期限についての知識の向上と理解の推進、食品ロス削減レシピの公開等を検討
- 生ごみの排出・発生抑制に向けたダンボールコンポストによる堆肥化等の普及啓発

② ごみの減量化・リサイクルの推進

- マイバッグ運動やもったいない運動を推進し、住民や事業者のごみ減量意識の普及啓発
- 不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底

基本方針5	多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や交通・物流対策の推進、循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取組めるようなしくみが必要です。

また、脱炭素型のまちづくりを推進していくためには、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

① 町民の省エネルギー行動の誘発

- 家庭や職場等の身近な範囲で、エネルギーの効率的な利用に向けた情報の普及・啓発を図り、町民の省エネルギー行動への意識を醸成

② 荒廃森林の整備による森林吸収の促進

- 福岡県森林環境税を活用し、町内美化活動を推進する団体を支援し、草刈りや植樹等を行い、荒廃森林の整備を進め森林の持つCO_2吸収機能を促進

③ 地球温暖化学習の推進

- 子どもから大人、家庭から地域、事業所へ向けて地球温暖化教育や地球温暖化学習を推進することで、町全体の地球温暖化に関する意識の向上を図るとともに、地球温暖化教育に携わる人材や指導者を育成

④ 環境保護活動への積極的な支援と協力体制の強化

- 行政区、ＰＴＡ、子ども会等のリサイクル活動への助成を行うことにより、古紙や空き缶、びん、布類などの資源の集団回収を実施し、ごみの分別、資源化を促進
- 余った食材の有効活用や使わなくなった日用品・衣類等のリサイクル活動を推進

６．　各主体の取り組み内容

基本方針１　省エネルギーの推進における各主体の取り組み

町民の取組	■　住宅の新築・改修の際は国等の補助金を活用し、省エネルギー性能の向上に努めます。 ■　省エネ相談・診断を受診し、省エネルギー性能の高い家電製品への買い替え等の検討を行います。
事業者の取組	■　事業所の新築・改修の際は、省エネルギー性能の向上に努めます。 ■　省エネ相談・診断を受診し、省エネルギー性能の高い機器の導入を検討します。
町の取組	■　省エネルギー建物や省エネ機器の導入促進に関する支援制度の情報提供を行います。 ■　公共施設や防犯灯の LED 化を推進し、省エネルギーの推進を進めます。 ■　国・県と連携し、省エネ相談・診断等の支援体制構築の検討を行います。

基本方針２　再生可能エネルギー等の利用拡大における各主体の取り組み

町民の取組	■　町等が提供する再生可能エネルギーの情報等について、積極的に情報収集を行うとともに、理解を深めます。 ■　太陽光発電や太陽熱利用機器等再生可能エネルギー等利用設備の住宅等への導入を検討します。 ■　電力自由化等の制度改定や固定価格買取制度等の情報収集に努め、理解を深めます。
事業者の取組	■　町等が提供する再生可能エネルギー等に関する情報を収集し、設備導入等の情報について、地域への水平展開を積極的に行います。 ■　太陽光発電や太陽熱利用機器などの再生可能エネルギー等利用設備の事業所等への導入を検討します。 ■　周囲の自然や景観、住環境等に十分な配慮を行ったうえで、太陽光発電等の設備導入を推進します。
町の取組	■　省エネルギー対策や温暖化対策に関する町内企業が継続して立地・活動しやすい仕組みを整備します。 ■　再生可能エネルギー等に関する正しい情報や、国等の助成制度等を積極的に情報発信することで、町民や事業者が積極的・自主的に取り組める環境を整備します。

基本方針３　脱炭素社会に向けた交通・物流対策の推進における各主体の取り組み	
町民の取組	■　近距離移動時の徒歩や自転車の利用や公共交通機関の優先利用に努めます。 ■　自家用車の利用を控え、公共交通機関の利用に努めます。 ■　自家用車の買い替え時にＨＶやＥＶ等の導入を検討します。 ■　再配達を減らすために、宅配便を１回の配達で確実に受け取ります。 ■　運転時にアイドリングストップ等のエコドライブ行動に努めます。
事業者の取組	■　近距離移動時の徒歩や自転車の利用や公共交通機関の優先利用に努めます。 ■　商用車の買い替え時にＨＶやＥＶ等の導入を検討します。 ■　従業員へのエコドライブ行動の徹底を図ります。
町の取組	■　AI オンデマンドバス等の導入や各交通事業者と連携し、使いやすい公共交通の整備を検討します。 ■　運転免許返納者に対する支援制度の拡充を検討し、自動車保有台数の削減を推進します。 ■　次世代自動車の導入に関しての支援制度の情報提供を行います。 ■　宅配便の持ち戻りや再配達の抑制やエコドライブ等の省エネ行動に関する普及啓発を行います。

基本方針４　循環型社会の構築における各主体の取り組み	
町民の取組	■　食品ロスを減らすために、食べ残しを出さない工夫をします。 ■　マイバックを持参しレジ袋の使用を控える、簡易な包装をお願いする等、ごみの減量に取り組みます。 ■　詰め替え・付け替え用製品をなるべく使用し、プラスチックごみ等の削減を行います。 ■　生ごみは、コンポストによる堆肥化に努めます。
事業者の取組	■　簡易包装の推進やレジ袋、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減に努めます。 ■　古紙や食品トレーの回収等、リサイクル活動に協力します。 ■　廃棄物の減量化に努め、適正な処理と再資源化を徹底します。
町の取組	■　食ロス削減のため、「３０・１０（さんまる・いちまる）運動」を推進します。 ■　マイバックの持参等、ごみの減量化に向けた普及啓発に取り組みます。 ■　地域団体による集団資源回収の促進や普及啓発に取り組むことで、リサイクル率の向上を図ります。

基本方針５　多様な人々が取り組む環境づくりにおける各主体の取り組み	
町民の取組	■　使わない電気はすぐに消す等、節電等の省エネを実践します。 ■　地球温暖化対策に関する団体等の活動やイベント、意見交換の場に積極的に参加し、個人、事業者、民間団体、町（行政）間の連携を深めます。 ■　ワークショップに積極的に参加し、町民参加型のまちづくりに協力します。
事業者の取組	■　クールビズ・ウォームビズを導入し、環境にやさしい空調使用に努めます。 ■　昼休憩時に不要な照明を消す等節電の取り組みを進めます。 ■　地球温暖化対策に関する団体等の活動やイベント、意見交換の場に積極的に参加し、個人、事業者、民間団体、町（行政）間の連携を深めます。
町の取組	■　地球温暖化対策活動を持続させるため、個人、事業者、民間団体等の主体的な活動を支援します。 ■　ワークショップの開催等を行い、まちづくりに個人、事業者、民間団体等の意見を取り入れます。

出典）こども環境白書 2016（環境省）

香春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和6年3月
発行／香春町役場　税務住民課
〒822－1492　福岡県田川郡香春町大字高野994番地
TEL：0947－32－2511（代表）
FAX：0947－32－4815

（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和４年度（第２次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成された